

2006年5月11日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

児童虐待の防止に関することに係る個人情報を目的外に提供する機関に追加すること及び目的外に提供する機関に追加することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年4月21日付けで諮問（第194号）された児童虐待の防止に関することに係る個人情報を目的外に提供する機関に追加すること及び目的外に提供する機関に追加することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する機関に追加する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する機関に追加する必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

全国的に児童虐待の件数は増加しており、悲惨な事件も後を絶たない。本市においては、2001年から児童虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応、事後のフォローを目的に、児童福祉課に専任職員及び専門相談員を配置し、関係機関によるネットワークで児童虐待防止対策に取り組んでいるところである。

一方、2005年には児童福祉法が改正され「児童相談に関する体制の充実」が図られた。具体的には、市町村が児童虐待をはじめ障害、非行、不登校等児童に関する全ての相談の一義的窓口となること、さらに児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」（児童虐待防止等を目的とした市町村が主導するネットワーク）を設置し、児童相談や調査等の業務を行うこととされ、児童相談所は困難事例への対応や専門的な知識・技術が必要なケースの技術的援助を行うこととされた。こうした方向性からも、市町村が果たす役割はさらに重要になるのと同時に、役割分担による関係機関の「協働」がますます求められている。

(2) 個人情報をも目的外に提供する機関に追加する機関

社会福祉法人聖心の布教姉妹会 聖園子供の家

社会福祉法人聖心の布教姉妹会 聖園ベビーホーム

(3) 個人情報をも目的外に提供する機関に追加する必要性について

児童虐待防止対策については、関係機関及び関係各課との情報共有が不可欠であるため、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、2001年7月19日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、同日それぞれの必要性を認めるとの答申（第88号）を得ているところである。

今回このネットワークの構成機関に追加する「社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園子供の家」と「社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園ベビーホーム」は市内唯一の児童養護施設と乳児院であり、児童相談所が両施設への対応を行っていたが、昨年の児童福祉法改正により、市との密接な連携の必要性が生じてきた。また、市内在住の児童が同施設に保護されたり、同施設で保護されていた児童が家庭（市内）に戻るケースなどもあり、児童への継続的なケアとその家庭への総括的な支援を行うにあたり、ネットワーク内での情報交換・情報共有も不可欠となってきたため、「社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園子供の家」と「社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園ベビーホーム」を藤沢市児童虐待防止実務者ネットワークの個人情報をも目的外に提供する機関に追加するものである。

(4) 本人通知の省略について

本事務において、個人情報の本人が虐待者である保護者の場合、本人に通知することは事務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められること、また、個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては個別具体的

に本人通知の必要性を判断し、15歳未満の児童に対しては本人に通知しないことの合理的理由があると認められるとの答申（前出第88号）を受けているため、本件についても同じ取り扱いとするものである。

(5) 実施時期

2006年6月1日（予定）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する機関に追加する必要性について

児童虐待防止対策については、関係機関及び関係各課との情報共有が不可欠であるため、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報等を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略についての2001年7月19日付け諮問に対し、同日付けで本審議会は、それぞれの必要性を認めるとの答申（第88号）をした。

今回このネットワークの構成機関に追加する「社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園子供の家」と「社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園ベビーホーム」は市内唯一の児童養護施設と乳児院であり、児童相談所が両施設への対応を行っていたが、昨年の児童福祉法改正により本市との密接な連携の必要性が生じてきた。また、市内在住の児童が同施設に保護されたり、同施設で保護されていた児童が家庭（市内）に戻るケースなどもあり、児童への継続的なケアとその家庭への総括的な支援を行うにあたり、ネットワーク内での情報交換・情報共有も不可欠となってきたため、これら2施設を藤沢市児童虐待防止実務者ネットワークの個人情報を目的外に提供する機関に追加する必要性があると認められる。

なお、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワークにおいて取り扱う個人情報については、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワークは、児童福祉法に定める要保護児童対策地域協議会の部会として設置されたものであり、児童福祉法にはこのネットワークを構成する関係機関の職員、職員であった者等は、正当な理由がなく、職務（藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務）に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びこの規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると定められ、法律的に守秘義務が課されていることから適正に取り扱われるものと認められる。しかし、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワークにおいて取り扱われた個人情報が新たに構成機関として入ってくる組織体においても適正に取り扱われることが必要であるため、実施機関で当該組織体に対し、当該組織内部での個人情報の取扱いについての

基準又は規程を定めるよう指導し、今後定められたものを当審議会に提出し、報告するよう求める。

(2) 目的外に提供する機関に追加することに伴う本人通知の省略について

本事務において、個人情報の本人が虐待者である保護者である場合、本人に通知することは事務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められること、また、個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては個別具体的に本人通知の必要性を判断し、15歳未満の児童に対しては本人に通知しないことの合理的理由があると認められると2001年7月19日付け答申第88号で判断したが、本件諮問についても同じ判断をするものである。

以 上

